

平成23年度事業計画(案)

1 基本方針

(社)東三河法人会は、今日の厳しい社会情勢のなか、地域社会の発展を支える団体の1つとして、会員相互の緊密な連携ものと「会員相互の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上を企業経営および社会の健全な発展に貢献する。」ことを基本に地域に密着した活動を展開していく必要がある。

また、組織・財政ともに縮小傾向が続く中で、支部体制・事業等の見直しを行い、再構築を図っていくことも当面の課題となっている。

そうした中で、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に力点を置き、納税意識の向上に努めつつ、地域社会との共生をめざして、社会貢献活動を積極的に展開することとする。

公益法人制度改革への対応については、当会として公益社団法人認定申請についての諸条件をクリアーすることが困難と見込まれ、既に一般社団法人の認可申請を行う方向での議決を一昨年8月の役員会において条件付きで行いました。しかしながらその条件であるクリアーすべき諸条件の緩和が今日に至るも見られず、一般社団法人の認可申請を行うに当たっても既に待ったなしの時期にきています。認可申請が行えず認可がもらえなければ解散せざるを得ないこととなります。

そのため、今年度当初から認可申請の事前準備と経理処理等を含めて綿密に準備手続きを進めていく必要があります。

そうした状況で、今後役員の皆様、会員の皆様に対しご不便等をお掛けすることがあるかもしれませんが、当(社)東三河法人会存続を第一としてご理解いただければ幸いです。

各委員会・部会の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 総務関係 新公益法人制度への対応を重要な課題と位置付け、「公益法人会計基準」に沿った適正な会計処理に努める。
なお、役員会、委員会、研修会を通じて引き続き「e-Tax」の利用推進運動を展開するとともに、消費税の「期限内納付推進運動」を展開する。
- (2) 組織関係 ここ何年か厳しい経済、社会情勢の影響もあって組織率が減少の傾向にある。組織の維持拡大は法人会にとって重要な課題であり、会員の減少に歯止めをかけ、組織としての活力を得るために会員増強により効果的な施策を展開し、積極的に取り組むこととする。
そのため、次の活動を展開する。
 - ・ 役員が一体となった会員増強
 - ・ 地元金融機関等に対する協力要請
 - ・ 福利厚生制度取扱三社と連携を密にした会員増強
- (3) 事業関係 研修活動は、会員の自己啓発を支援するための極めて重要な事業である。多様化する会員のニーズを踏まえて研修内容の充実に努

める。特に、税法・税務研修については法人会活動の原点であるので、本会の研修を柱としつつ、支部・部会の研修が効果的に実施できるよう努める。更に、公益法人制度改革に対応するため、公益性の高い研修会等を企画する。その際には一般市民の参加にも配慮する。

(4) 税制関係 税制改正要望事項の提言

我が国においては、今の経済状況から脱却し、景気を回復基調に乗せることが優先課題となっている。更に、財政の再建と社会保障給付の安定財源の確保について、改革の道筋をつけていくことが求められている。

また、人口減少と超高齢化社会、及びグローバル化の進展など、経済社会の構造変化にも対応していく必要がある。

・ 本年も昨年に引き続き「今後も望ましい税制のあり方」を基本テーマとして、国税・地方税について踏み込んだ検討を行い、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、将来を展望した建設的な提言に努める。

(5) 広報関係 法人会のイメージアップ・知名度向上、会員のための支援事業としての広報を充実させるとともに、公益法人制度改革を踏まえ、広く地域住民に対し税の啓発に資する広報活動を積極的に展開する。

広報は、地域に密着した広報活動を行うことがよりその効果を高めるものであり、このため地元紙、地元メディア等に向けた広報を積極的に行う。

また、IT化時代に対応して、ホームページの充実、及びパブリシティの活用をより積極的に展開する。

(6) 厚生委員会 福利厚生制度の推進

会員企業の保険に対する意識の変化や保険業界における規制緩和進展など、法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は依然として構造的な変革等厳しい状況が続いている。

このような状況のもと、引き続き取扱三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。

このため、本部役員・支部役員はもとより、青年部会・女性部会役員等は受託保険会社の諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指した推進活動を展開する。

特に、本年度は大型保障制度40周年の年度であり、紹介運動を従来以上に積極的に展開する。

(7) 青年部会関係

「基本方針」に沿った事業計画に基づき部会活動を積極的に展開する。また、地域社会に貢献できる活動を積極的に推進する。

(8) 女性部会関係

「基本方針」に沿った事業計画に基づき部会活動を積極的に展開する。また、地域社会に貢献できる活動を積極的に推進する。